

改正

平成15年3月19日規則第9号

平成24年7月31日規則第39号

市川市補助金等交付規則

市川市補助金等交付規則（昭和30年規則第3号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、法令、条例又は他の規則に定めがあるものを除くほか、補助金等の交付の申請、決定その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）補助金等 市が公益上必要があると認める場合において、市以外のものに対し交付する補助金、助成金、奨励金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金（市長が別に定めるものを除く。）をいう。
- （2）補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- （3）補助事業者等 補助事業等を行うものをいう。

（補助金等の交付の申請）

第3条 補助金等の交付の申請をしようとするもの（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- （1）申請者の氏名又は名称及び住所
- （2）補助事業等の目的及び内容
- （3）補助事業等に要する経費の総額及びその内訳その他補助事業等の遂行に関する計画
- （4）交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
- （5）その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- （1）申請者の営む主な事業
- （2）補助事業等に要する経費のうち補助金等によってまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
- （3）補助事業等の効果
- （4）その他市長が必要と認める事項

3 市長は、補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、第1項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による書類の添付を省略させることができる。

（補助金等の交付の決定）

第4条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、速やかに補助金等を交付するかどうかを決定するものとする。

2 市長は、前項の場合において、補助金等の交付の申請をしたものが市川市暴力団排除条例（平成24年条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条

例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者（第18条第1項第6号において「暴力団等」という。）であるときは、補助金等の交付の決定をしないものとする。

- 3 市長は、第1項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

一部改正〔平成24年規則39号〕

（補助金等の交付の条件）

第5条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付するものとする。

- 2 前項の規定により付する条件には、当該補助事業等の完了後においても従うべき事項を内容とする条件を含むものとする。

（決定の通知）

第6条 市長は、前2条（第4条第2項を除く。）の規定により補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をしたものに通知するものとする。

- 2 市長は、第4条第1項又は第2項の規定により補助金等の交付をすることが不相当であると認めるときは、速やかにその旨を補助金等の交付の申請をしたものに通知するものとする。

一部改正〔平成24年規則39号〕

（申請の取下げ）

第7条 補助金等の交付の申請をしたものは、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に文書をもって申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

（変更等の承認）

第8条 補助金等の交付の申請をしたものは、第6条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助事業等の内容、遂行計画等を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業等を中止し、若しくは廃止する場合においては、市長の承認を受けなければならない。

（事情変更による決定の取消し等）

第9条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消す場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（1）天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（2）補助事業者等が、その責めに帰すべき事情によらないで、補助事業等を遂行することができなくなった場合

- 3 第6条第1項の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。

(補助事業等の遂行)

第10条 補助事業者等は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等を他の用途に使用してはならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者等は、市長が必要と認めるときは、補助事業等の遂行の状況に関し、市長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行の指示)

第12条 市長は、補助事業者等が提出する報告等により、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者等に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを指示することができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に市長が必要と認める書類を添付して市長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(是正のための措置)

第14条 市長は、前条に規定する報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して指示することができる。

2 前条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業等について準用する。

(補助金等の額の確定)

第15条 市長は、第13条（前条第2項で準用する場合を含む。）の規定による報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定するものとする。

(交付の請求)

第16条 前条の規定により補助金等の額の確定を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、交付請求書を市長に提出しなければならない。

(交付の特例)

第17条 市長は、特に必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することがある。

2 補助事業者等は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、交付請求書を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第18条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金等を他の用途に使用したとき。

- (3) 自らの責めに帰すべき事情により補助事業等を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 市長の指示に従わないとき。
- (6) 暴力団等であることが判明したとき。
- (7) その他この規則に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第6条第1項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

一部改正〔平成15年規則9号・24年39号〕

(補助金等の返還)

第19条 市長は、第9条又は前条の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第20条 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、当該補助金等の額に市川市税外収入に対する延滞金徴収条例（昭和45年条例第6号）の定めるところにより計算した金額に相当する延滞金を加算して市に納付しなければならない。

(財産処分の制限)

第21条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの
- (3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するために、特に必要があると認めて定めたもの

(委任)

第22条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の市川市補助金等交付規則の規定は、平成8年10月1日以後に交付申請のあった補助金等について適用し、同日前に交付申請のあった補助金等については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月19日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年7月31日規則第39号）

(施行期日)

1 この規則は、平成24年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市補助金等交付規則の規定は、平成24年8月1日以後に交付申請のあった補助金等について適用し、同日前に交付申請のあった補助金等については、なお従前の例による。